

一般事業主行動計画の公表について

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、急速に進行する少子化に対し、家庭や社会における「子育て機能」の再生を目指し、次代の社会を担う子供が健やかに育成される環境の整備を行うための法律です。

この法律に基づき、当社も労働者が仕事と子育てを両立できる環境を整備する一端を担い、次世代育成支援対策として「一般事業主行動計画」を策定しております。

当社の取り組み

「行動計画」は、施行から10年間、2015年まで計画的に取り組むこととなっており、当社においても会社の実情に合った行動計画を策定しており、また今後も取り組みを行って参ります。

現在は、第4回目の行動計画の目標達成に向け、推進中です。

下記に第3回の行動計画の目標と達成に向けた取り組み、そして第4回の行動計画で策定した新たな目標をご紹介します。

◆第3回行動計画（平成21年4月1日～平成23年10月31日）

株式会社ケアサービス行動計画(第3回)

平成21年3月29日

全ての社員がその能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成21年4月1日～平成23年10月31日までの2年7ヵ月

2. 内 容

目標1：ノー残業デーを設定、実施する。

[対策]・平成21年4月1日 毎週2回ノー残業デーとして設定し、社員へ周知

目標2：平成23年10月31日までに、計画期間内の育児休業取得率を70%以上とする。

[対策]・平成23年10月1日各事業所に対して改めて育児休業の流れを周知。

また該当者には、資料を提供することにより、育児休業をサポート。

◆第4回行動計画（平成23年11月1日～平成25年10月31日）

株式会社ケアサービス行動計画(第4回)

平成23年11月1日

全ての社員がその能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年11月1日～平成25年10月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：平成25年10月31日までに、計画期間内の育児休業取得率を90%以上とする。

[対策]・平成23年11月1日 検討開始

- ・平成24年1月31日 各事業所に対して改めて育児休業の流れを周知。
また当事者には、資料を提供することにより、育児休業をサポートする。

目標2：平成24年4月1日までに、出産や子育てによる退職者の再雇用制度を導入する。

[対策]・平成23年11月1日 検討開始

- ・平成24年4月1日 制度の導入、退職者に対して再雇用制度等の情報を提供する。